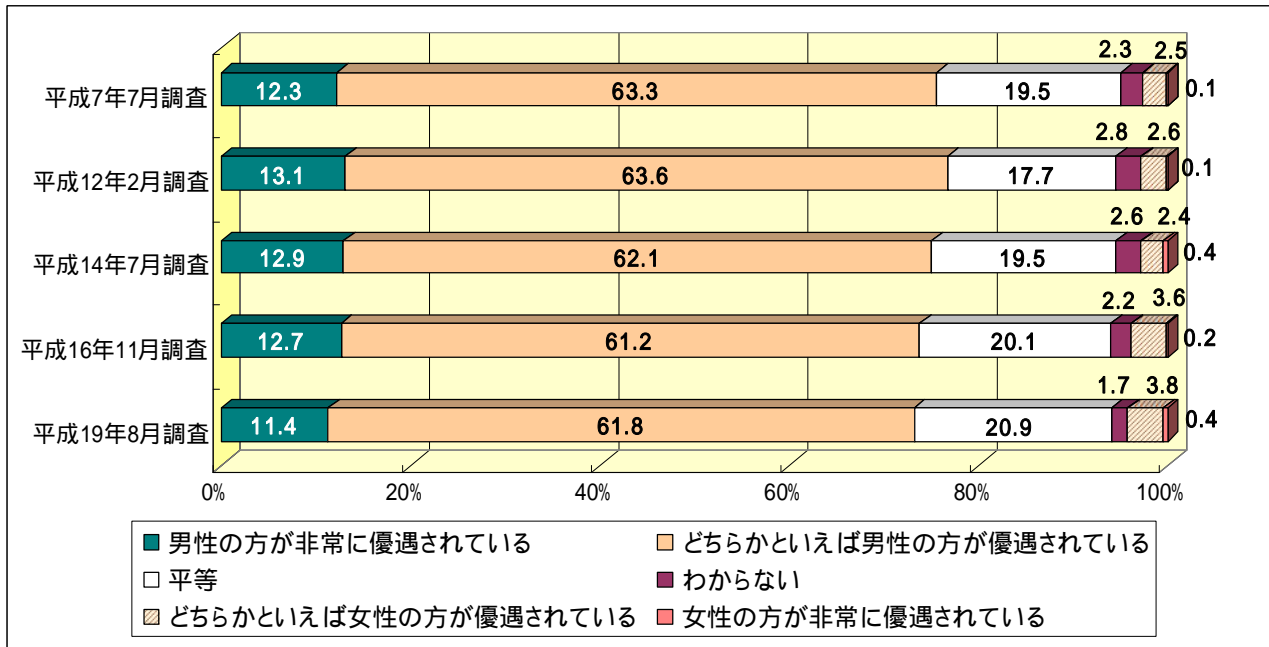


男女共同参画関連調査・統計調査（参考）

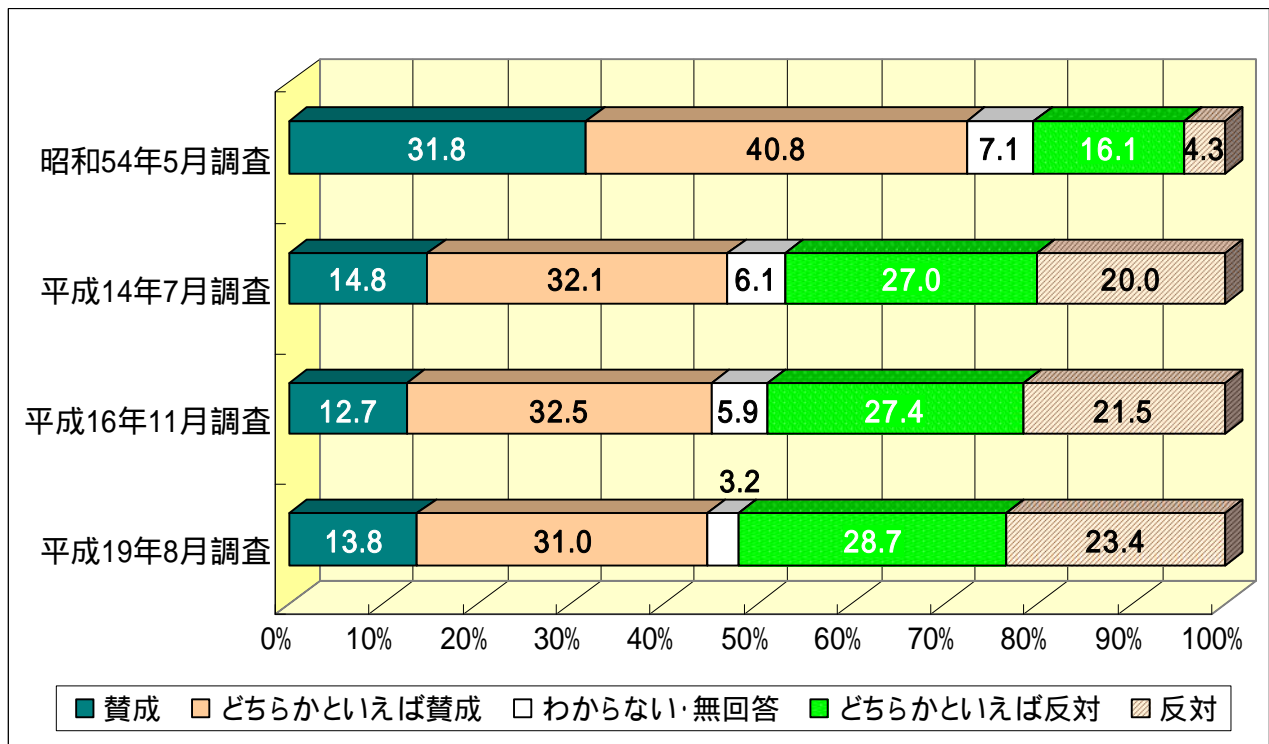
男女共同参画に関する意識

社会全体における男女の地位の平等感



固定的性別役割分担意識 < 経年変化 >

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月)等、内閣府世論調査より作成。

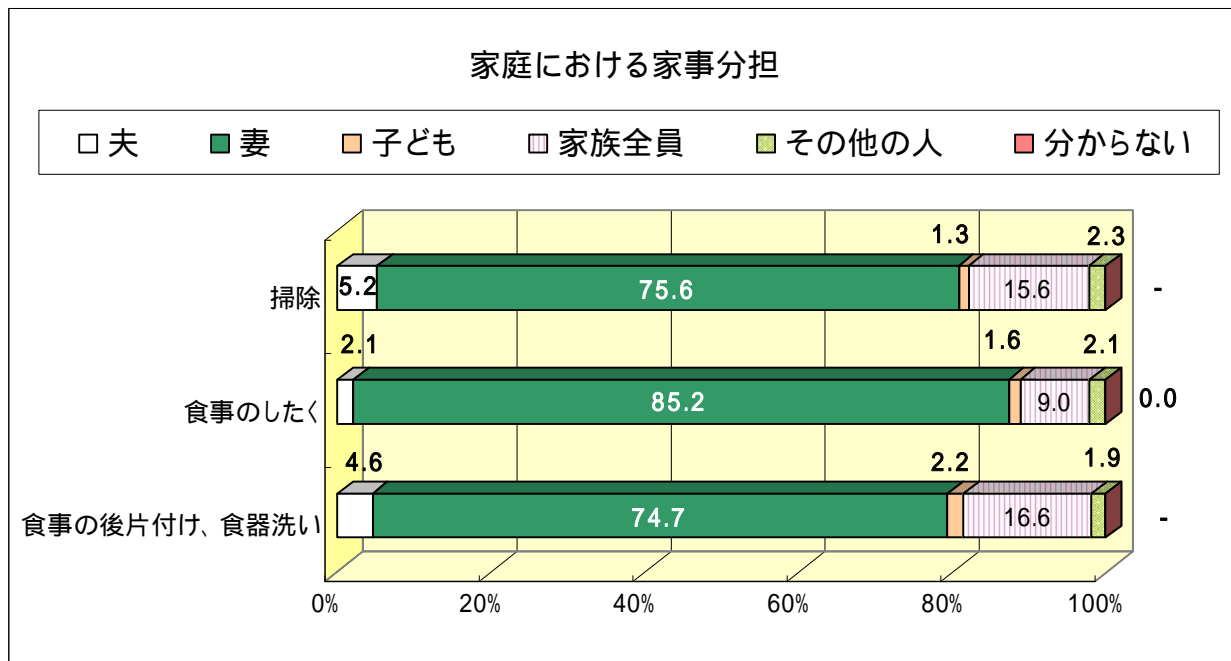
昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で初めて反対(48.9%)が賛成(45.2%)を上回り、平成19年調査では初めて反対(52.1%)が半数を超えました。

男女の生活時間（家事関連）

	沖 縄 県					全 国		
	全体	女 性		男 性		女性	男性	
	全体	25～34歳	35～44歳	有業	無業	全体	全体	全体
家事	2時間31分	2時間	3時間10分	2時間8分	3時間21分	16分	2時間34分	17分
介護・看護	7分	3分	1分	5分	10分	2分	5分	2分
育児	30分	1時間24分	1時間	18分	49分	8分	22分	4分
買い物	29分	31分	36分	29分	32分	13分	34分	15分
	3時間37分	3時間58分	4時間47分	3時間	4時間52分	39分	3時間35分	38分

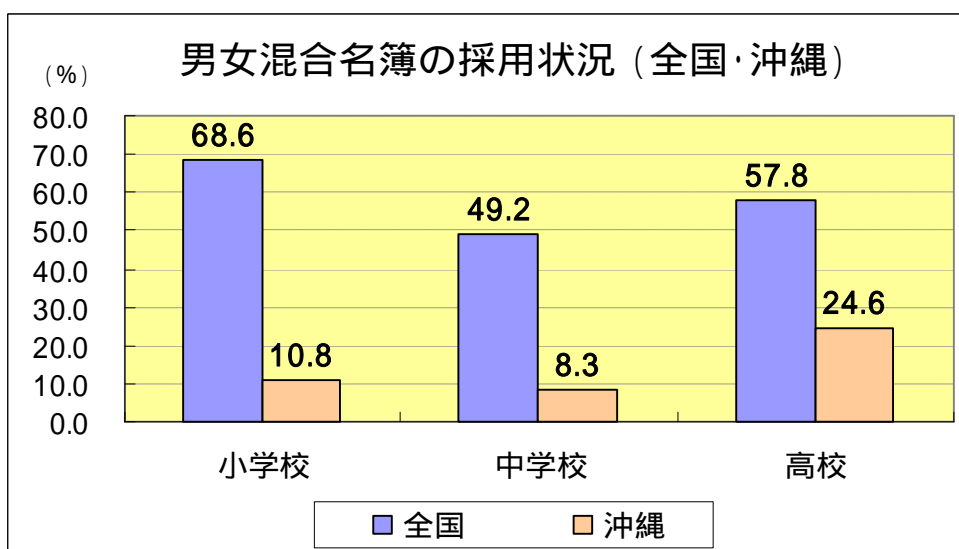
注：1週間を平均した1日の時間

資料：総務省「平成18年 社会生活基本調査」



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成19年8月）

結婚している者、結婚していないがパートナーと暮らしている者（2,340人）に次のそれぞれの家事について主にだれが分担しているか聞いたところ、「妻」と答えた者の割合が、「掃除」で75.6%、「食事のしたく」で85.2%、「食後の後かたづけ、食器洗い」で74.7%となっている。



資料：県教育委員会「小・中学校における混合名簿の導入状況調査のまとめ」（平成 18 年 6 月）

全国での男女混合名簿の採用状況(全国の採用率の平均)が、小学校で 68.6%、中学校で 49.2%、高校で 57.8%に対し、沖縄での採用状況は小学校で 10.8%、中学校で 8.3%、高校で 24.6%といずれでも全国平均をかなり下回っている。

平成 20 年度の男女混合名簿採用状況（宜野湾市）

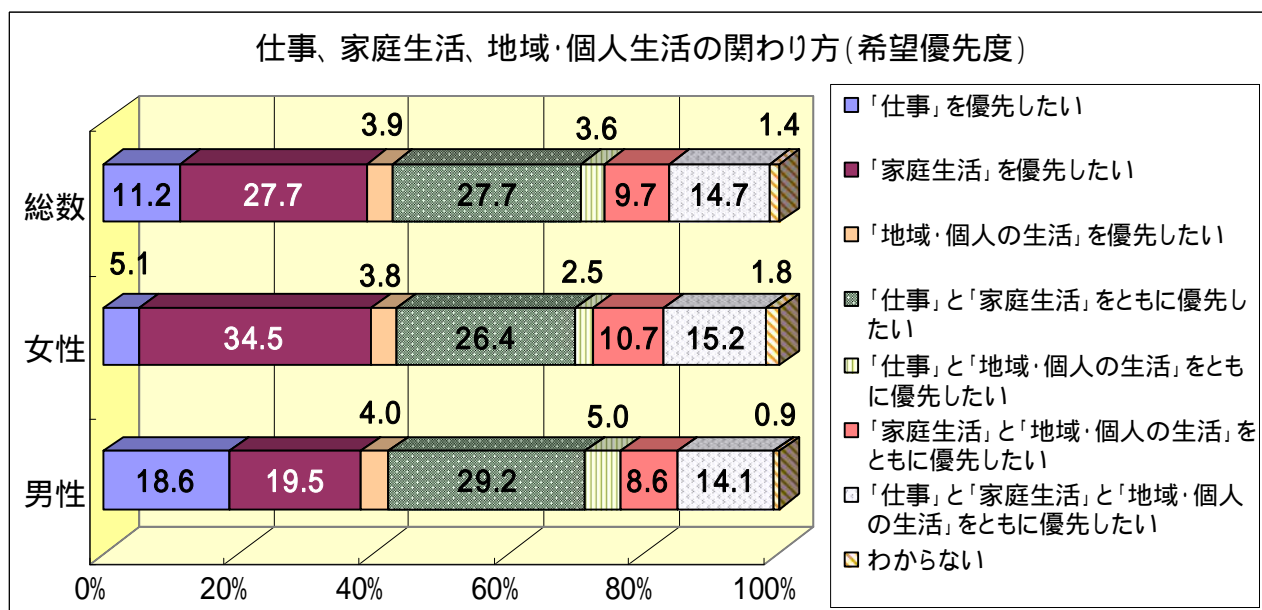
	学校数	採用している	採用していない
幼稚園	8	2	6
小学校	8	0	8
中学校	4	0	4
高校	3	0	3
全体	23	2	21

調査は市立幼稚園～中学校、及び市内県立高等学校を対象に実施。

(調査時期)平成 20 年 6 月。

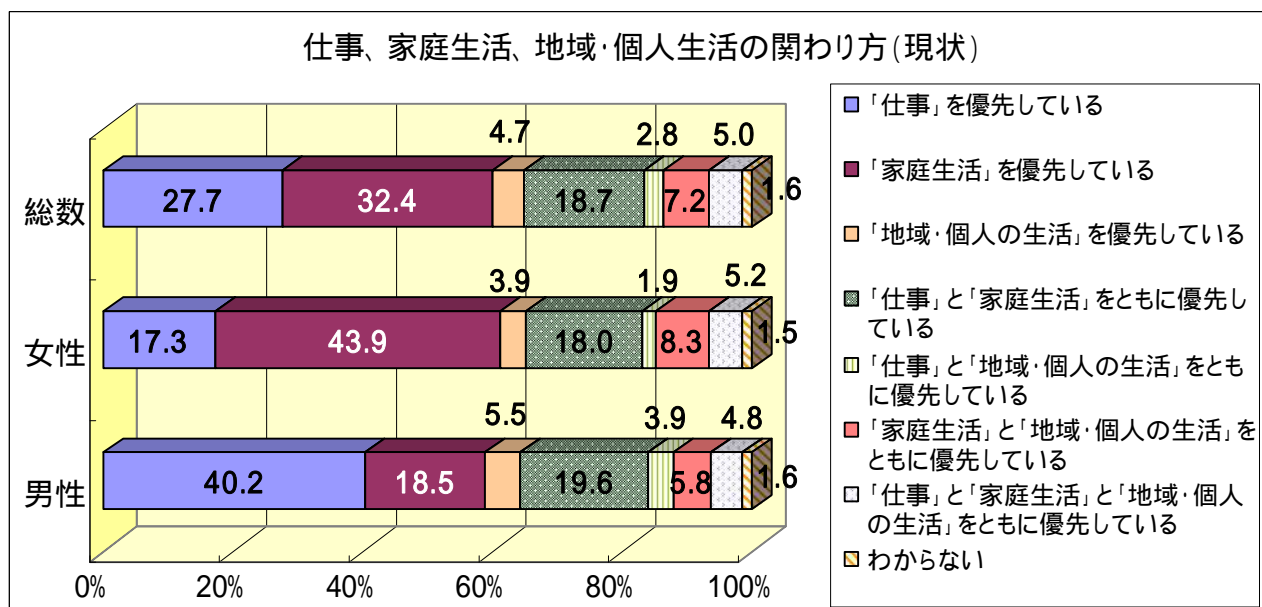
宜野湾市の公立学校（幼稚園～高校）における男女混合名簿の採用状況は、幼稚園の 2 箇所を除いて、すべての学校で未実施となっている。（全体での実施率は 8.7%）

就業の分野に関する意識と実態



資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 19 年 8 月)

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について希望に最も近いものを聞いたところ、「仕事を優先したい」と答えた者の割合が11.2%、「家庭生活を優先したい」と答えた者の割合が27.7%となっている。また、性別に見ると、「仕事」を優先したい」と答えた者の割合は男性で、「家庭生活を優先したい」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。



資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 19 年 8 月)

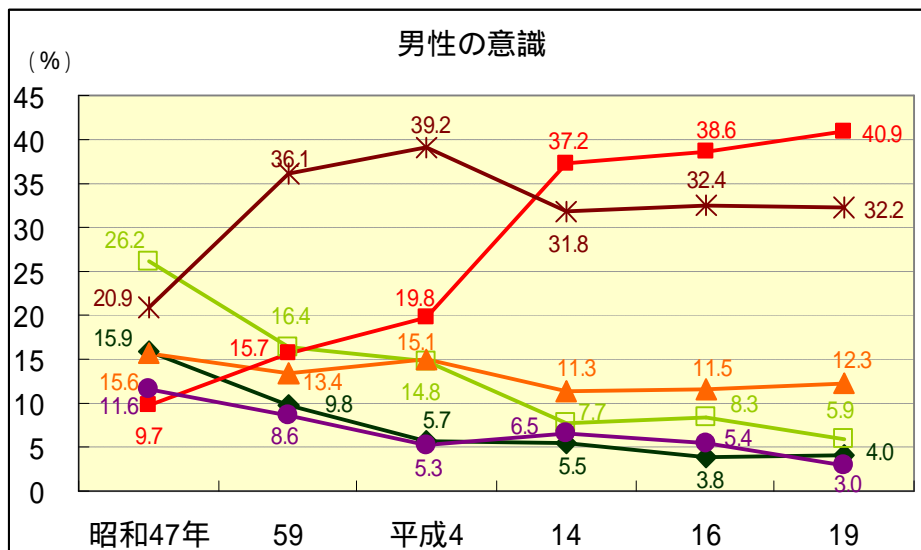
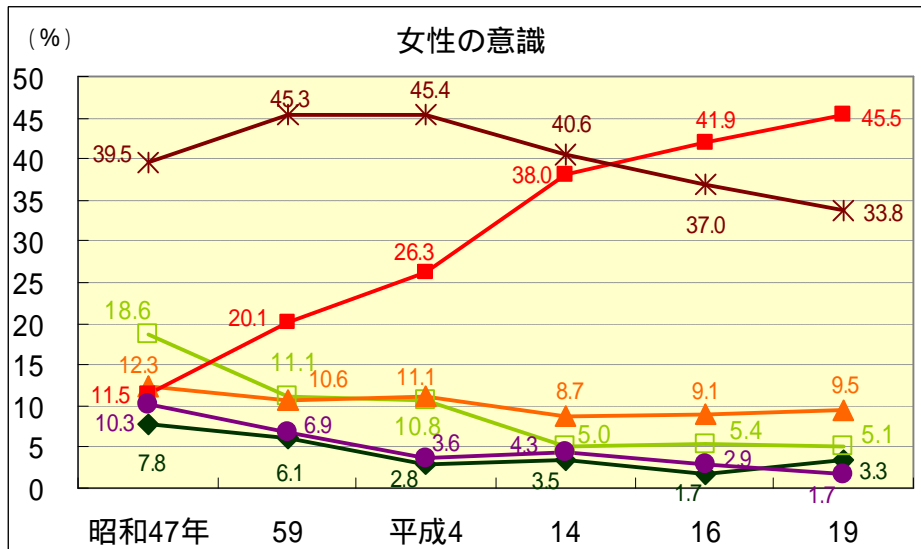
全体では、「仕事を優先している」と答えた者の割合が27.7%、「家庭生活を優先している」と答えた者の割合が32.4%となっている。性別に見ると、「仕事を優先している」と答えた者の割合は男性で、「家庭生活を優先している」と答えた者の割合は女性で、それぞれ高くなっている。

一般的に女性が職業を持つことに対する意識の変化

女性は職業をもたない方がよい 結婚するまでは職業をもつ方がよい 子どもができるまでは職業をもつ方がよい
 子どもができてずっと職業を続ける方がよい(中断なし就業)

* 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい(一時中断型・再就職)

わからない



資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月)等、内閣府世論調査より作成。
 注:これらの回答の他に「その他・わからない」があるため、合計しても100%にならない。

特に男性においては、平成4年から「中断なし就業」を支持する人が急増し、「一時中断型・再就職」を合わせると7割以上の男性が女性の就業に肯定的な考え方を持っています。男女とも女性の就業を肯定的にとらえる意識は着実に増加しています。

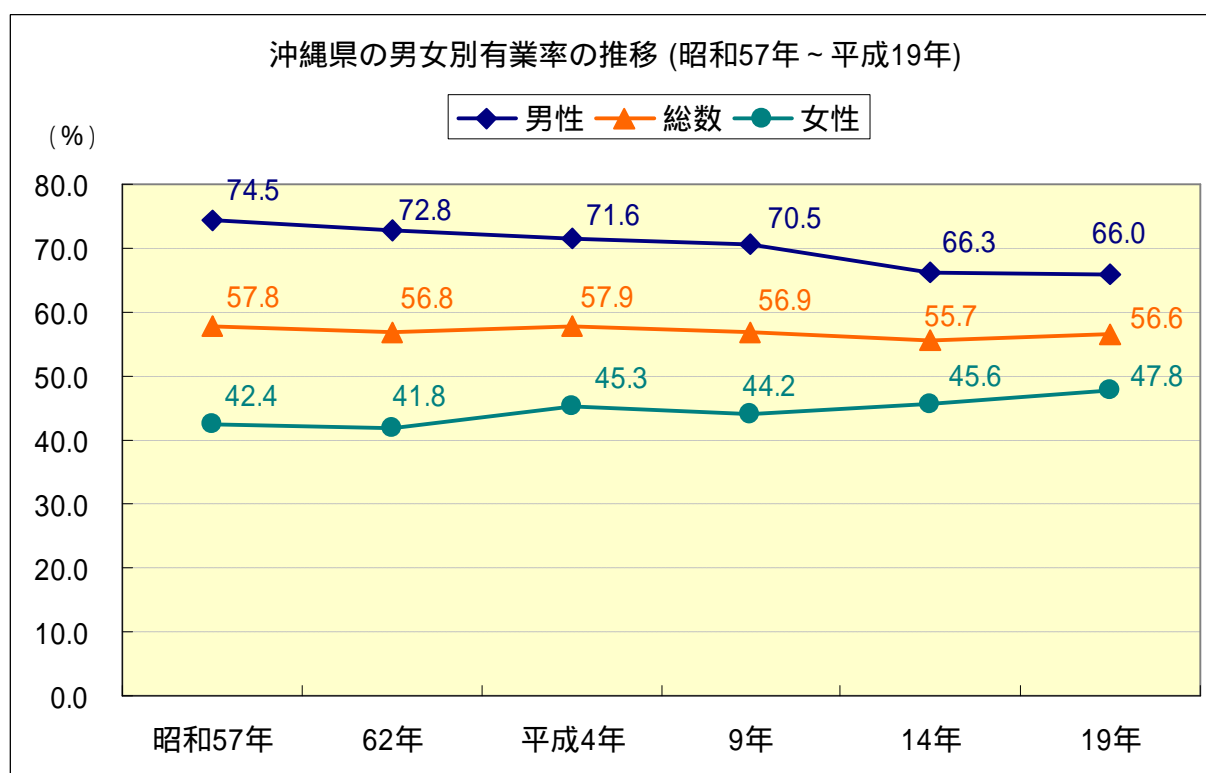
生産年齢人口の有業率（男女）

(%)

	沖 縄			全 国		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成 14 年	55.7	66.4	45.6	59.5	72.0	47.9
平成 19 年	56.6	66.0	47.8	59.8	71.6	48.8

資料：総務省統計局「就業構造基本調査」(平成 19 年)

15～64歳（生産年齢人口）の有業率の総数は、全国に比べると平成14年・平成19年いずれも3%以上低くなっているものの、沖縄県の女性有業率は平成14年に比べ平成19年は2.2%上昇している。



資料：平成 19 年就業構造基本調査「結果の概要(沖縄県)」

平成 19 年調査では、15 歳以上人口に占める有業者の割合（有業率）は 56.6%で、平成 14 年と比べ 0.9 ポイント上昇したものの、引き続き 60%を下回っている。

男女別にみると、男性は 66.0%、女性は 47.8%で、平成 14 年と比べ男性は 0.3 ポイント低下したのに対し、女性は 2.2 ポイント上昇している。昭和 57 年以降の有業率の推移を男女別にみると、男性は低下傾向にあり、女性は平成 9 年に低下していたものの、平成 14、19 年と上昇に転じている。

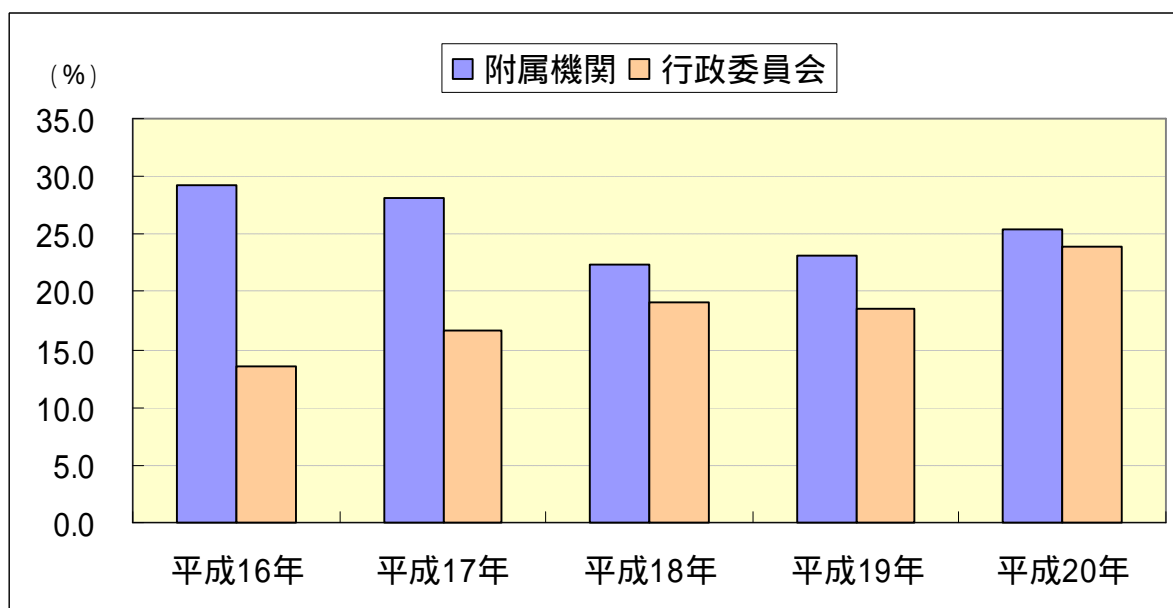
女性登用に関する状況

審議会等委員における女性の割合（市）

(%)

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
附属機関	29.2	28.2	22.3	23.2	25.4
行政委員会	13.6	16.7	19.2	18.5	24.0

数値は、各年度の4月1日現在を基準として調査を実施している。



市役所職員の管理職への女性登用状況

人(%)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
部長級	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	1 (9.1)
次長級	1 (7.7)	0 (0.0)	1 (7.1)	2 (15.4)
課長級	5 (10.4)	6 (13.0)	5 (10.9)	7 (14.6)
管理職	6 (8.5)	7 (9.9)	7 (9.9)	10 (13.9)
係長級	32 (18.9)	32 (19.5)	38 (22.9)	42 (24.0)
役付計	38 (15.8)	39 (16.6)	45 (19.0)	52 (21.1)

各年度4月1日現在の数値を表示。

市役所職員の管理職における女性登用率は、各役職において徐々にではあるが増加傾向にある。また、平成 19 年には初めての女性部長が誕生し、係長級の登用率が 20% 台に推移した。

人間開発に関する指数の国際比較

(1) HDI (人間開発指数)

順位	国名	HDI値
1	アイスランド	0.968
2	ノルウェー	0.968
3	オーストラリア	0.962
4	カナダ	0.961
5	アイルランド	0.959
6	スウェーデン	0.956
7	スイス	0.955
8	日本	0.953
9	オランダ	0.953
10	フランス	0.952
11	フィンランド	0.952
12	アメリカ	0.951
13	スペイン	0.949
14	デンマーク	0.949
15	オーストリア	0.948
16	イギリス	0.946
17	ベルギー	0.946
18	ルクセンブルク	0.944
19	ニュージーランド	0.943
20	イタリア	0.941
21	香港(中国)	0.937
22	ドイツ	0.935
23	イスラエル	0.932
24	ギリシャ	0.926
25	シンガポール	0.922
26	韓国	0.921
27	スロベニア	0.917
28	キプロス	0.903
29	ポルトガル	0.897
30	ブルネイ	0.894
31	バルバドス	0.892
32	チェコ	0.891
33	クウェート	0.891
34	マルタ	0.878
35	カタール	0.875
36	ハンガリー	0.874
37	ポーランド	0.870
38	アルゼンチン	0.869
39	アラブ首長国連邦	0.868
40	チリ	0.867
41	バーレーン	0.866
42	スロバキア	0.863
43	リトアニア	0.862
44	エストニア	0.860
45	ラトビア	0.855
46	ウルグアイ	0.852
47	クロアチア	0.850
48	コスタリカ	0.846
49	バハマ	0.845
50	セーシェル	0.843
51	キューバ	0.838
52	メキシコ	0.829
53	ブルガリア	0.824
54	セントクリストファー・ネイビス	0.821
55	トンガ	0.819

(2) GEM (ジェンダー・エンパワメント指数)

順位	国名	HDI値
1	ノルウェー	0.910
2	スウェーデン	0.906
3	フィンランド	0.887
4	デンマーク	0.875
5	アイスランド	0.862
6	オランダ	0.859
7	ベルギー	0.850
8	オーストラリア	0.847
9	ドイツ	0.831
10	カナダ	0.820
11	ニュージーランド	0.811
12	スペイン	0.794
13	オーストリア	0.788
14	イギリス	0.783
15	アメリカ	0.762
16	シンガポール	0.761
17	アルゼンチン	0.728
18	フランス	0.718
19	アイルランド	0.699
20	バハマ	0.696
21	イタリア	0.693
22	ポルトガル	0.692
23	トリニダード・トバゴ	0.685
24	コスタリカ	0.680
25	リトアニア	0.669
26	キューバ	0.661
27	スイス	0.660
28	イスラエル	0.660
29	アラブ首長国連邦	0.652
30	バルバドス	0.649
31	エストニア	0.637
32	ペルー	0.636
33	スロバキア	0.630
34	チェコ	0.627
35	マケドニア	0.625
36	ナミビア	0.623
37	ギリシャ	0.622
38	ラトビア	0.619
39	ポーランド	0.614
40	クロアチア	0.612
41	スロベニア	0.611
42	ブルガリア	0.606
43	エクアドル	0.600
44	タンザニア	0.597
45	フィリピン	0.590
46	メキシコ	0.589
47	ホンジュラス	0.589
48	キプロス	0.580
49	パナマ	0.574
50	ハンガリー	0.569
51	モーリシャス	0.562
52	ベトナム	0.561
53	ドミニカ共和国	0.559
54	日本	0.557
55	モルドバ	0.547

備考: 1. 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書 2007/2008」より作成。

2. HDIは177カ国・地域中、GEMは93カ国中の順位である。

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の3つの側面を測定した指数。具体的には、平均寿命、教育水準(識字率及び就学率)、調整済み1人当たり国内総生産を用いて算出している。

GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参画できているかどうかを測るもの。HDI が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEM は能力を活用する機会に焦点を当てている。

具体的には、国会議員に占める女性割合、管理職に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

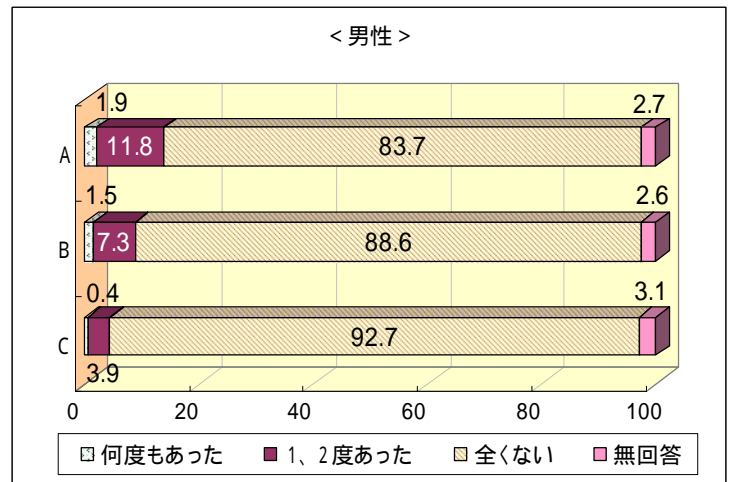
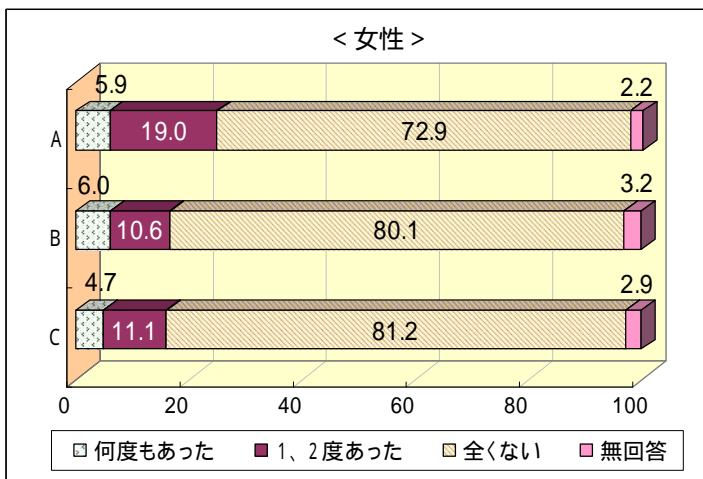
UNDP (国連開発計画)によると、わが国は、「長寿」「教育」「所得」の充足度を示すHDIでは177カ国中8位ですが、政治及び経済活動への女性の参画を示すGEMでは93カ国中54位と大きく落ち込んでいます。

わが国は、人間開発の達成度では実績を上げていますが、女性が政治経済活動や意思決定に参画する機会が十分でないといえます。

女性に対する暴力に関する状況

配偶者からの被害経験 (全国)

A 「身体に対する暴力を受けた」 B 「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」
C 「性的な行為を強要された」



資料:内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成20年)

これまでに結婚したことのある人(女性1,358人、男性1,077人)に、3つの行為をあげて、配偶者から被害を受けたことがあるかを聞いたところ(ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含んでいる。)これまでに「なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた」ことが「あった」と回答した女性は、24.9%と約4人に1人の割合で被害経験があることが分かった。

女性相談状況

1. 宜野湾市女性相談員(児童家庭課)への相談件数

(各年度末現在 単位:件)

	DV被害	離婚問題	生活困窮	その他	合計	相談延べ件数
平成17年度	22	11	12	2	47	73
平成18年度	31	12	6	17	66	128
平成19年度	25	15	8	29	77	161

資料:平成20年度版「宜野湾市福祉保健の概要」

この相談事業は、平成17年度より開始しています。

女性相談員に寄せられたDV被害に関する相談は、平成17年度が22件、平成18年度は31件、平成19年度は25件となっている。平成19年度においては、前年度に比べ件数は減少しているものの、全体の相談延べ件数は、年々増加傾向にある。

2. 宜野湾市人材育成交流センターめぶきへの相談件数(平成20年度中)

1. 生き方	2. ところ	3. からだ	4. 就労・職場	5. 夫婦関係	6. 親子家庭	7. 人間関係	8. 性・性的被害	9. 暮らし	0. その他	計
1		1	1	13	5	3	1	1	3	29

3. 沖縄県における警察署での取扱い状況

配偶者暴力(DV)に関する統計

(単位:件)

	相談件数	保護命令発令			保護命令違反	他法令検挙
		うち退去	うち電話等禁止			
平成19年	528	45	7		5	95
平成20年	550	79	16	71	1	82

ストーカーに関する統計

(単位:件)

	認知件数	文書警告	ストーカー規制 法違反検挙	他法令検挙	本部長等の援護
平成19年	78	9	0	14	9
平成20年	88	7	1	11	6

計画見直しに関する審議経過

男女共同参画会議における審議経過

会議名	日時	場所	主な審議内容
第1回 見直し 検討部会	H21.2.18(水) 15時～	第三常任 委員会室	・ 今後のスケジュールについて ・ はごろもぷらん見直し(案)について 序章～第3章及び指標・参考数値の設定 について事務局(案)の提案説明
第2回 見直し 検討部会	H21.2.24(火) 14時～	職員厚生室	・ 序章～第2章までの内容確認 ・ 第3章 基本方針1(目標1～2)
第3回 見直し 検討部会	H21.2.27(金) 14時～	職員厚生室	・ 第3章 基本方針1(目標3～4)
第4回 見直し 検討部会	H21.3.2(月) 14時～	職員厚生室	・ 第3章 基本方針1(目標5) 基本方針2(目標6～7)
第5回 見直し 検討部会	H21.3.6(金) 14時～	職員厚生室	・ 第3章 基本方針2(目標7～9)
第6回 見直し 検討部会	H21.3.9(月) 14時～	職員厚生室	・ 第3章 基本方針3(目標10～13)
第7回 見直し 検討部会	H21.3.12(木) 10時～	職員厚生室	・ 第3章 基本方針4(目標14～15)
第8回 見直し 検討部会	H21.3.16(月) 13時～	人材育成 交流センター めぶき	・ 第3章 基本方針4(目標16) ・ 指標及び参考数値の設定について
第3回 男女共同 参画会議 (全体会議)	H21.3.24(火) 13時～15時半	庁議室	・ はごろもぷらん見直しに係る提言書(案)について
提言書 手交式	H21.3.27(金) 9時～	庁議室	・ はごろもぷらん見直しに係る提言書を市長へ手交

合計 全体会議 1回 見直し検討部会 8回

男女共同参画行政推進本部会議における審議経過

会議名	日時	場所	主な審議内容
平成21年度 第1回推進本部会議	4月 30日(木) 10時～	第三常任 委員会室	・「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」 改定(案)について (改定(案)の提案説明)
平成21年度 第2回推進本部会議	5月 8日(金) 10時半～	庁議室	・「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」 改定(案)について (改定(案)に対する質疑応答及び意見交換)

合計 全体会議 2回

男女共同参画行政推進実務者会議における審議経過

会議名	日時	場所	主な審議内容
第3回 実務者会議 (全体会議)	1月 8日(木) 14時～	職員厚生室	・平成20年度男女共同参画フォーラムについて【報告】 ・計画の見直し作業について (グループ編成による見直し検討について)
第1回 4グループ	1月13日(火)	企画政策課	・基本方針4 見直し(案)の検討会議
第1回 3グループ	1月14日(水)	"	・基本方針3 見直し(案)の検討会議
第1回 1グループ	1月14日(水)	"	・基本方針1 見直し(案)の検討会議
第2回 4グループ	1月16日(金)	"	・基本方針4 見直し(案)の検討会議
第2回 1グループ	1月19日(月)	"	・基本方針1 見直し(案)の検討会議
第3回 4グループ	1月20日(火)	"	・基本方針4 見直し(案)の検討会議
第2回 3グループ	1月20日(火)	"	・基本方針3 見直し(案)の検討会議
第1回 2グループ	1月22日(木)	"	・基本方針2 見直し(案)の検討会議
第3回 3グループ	1月23日(金)	"	・基本方針3 見直し(案)の検討会議
第3回 1グループ	1月23日(金)	"	・基本方針1 見直し(案)の検討会議
第4回 1グループ	1月26日(月)	"	・基本方針1 見直し(案)の検討会議
第4回 4グループ	1月27日(火)	"	・基本方針4 見直し(案)の検討会議
第2回 2グループ	1月27日(火)	"	・基本方針2 見直し(案)の検討会議
第2回 3グループ	1月30日(金)	"	・基本方針3 見直し(案)の検討会議
第4回 実務者会議 (全体会議)	2月 12日(木) 10時～	職員厚生室	・「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」 見直し(案)について (実務者会議の最終的な見直し(案)の審議)
第5回 実務者会議 (全体会議)	4月 14日(火) 14時～	第一会議室	・「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」 改定(案)について (参画会議提言後の改定(案)の内容確認)

合計 全体会議 3回 各グループ会議 14回

宜野湾市男女共同参画会議規則

平成5年4月1日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和55年宜野湾市条例第9号)第3条の規定に基づき、宜野湾市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 会議は、男女共同参画社会の形成の促進及びその施策のあり方について調査審議し、その結果に基づいて市長に提言する。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)市民

(2)学識経験者

(3)市職員

(4)その他市民以外で職場又は活動拠点を市内に有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宜野湾市男女共同参画会議 名簿

任期：自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 22 年 3 月 31 日

	氏 名	職業又は職名	備 考
1	岡田 郁子	フリーアナウンサー	見直し検討部会委員
2	親川 裕子	元北谷町男女共同参画行政担当	
3	大城 君子	市議会議員	
4	森田 進	市議会議員	
5	加藤 浩司	社会保険労務士	
6	伊波 健	嘉数区自治会長	
7	玉 寄 澄子	人権擁護委員	
8	桃原 一彦	沖縄国際大学 准教授	(副会長) 見直し検討部会委員
9	渡嘉敷 喜代子	県議会議員	
10	富 浜 正子	翼の会ぎのわん	(会長) 見直し検討部会委員
11	仲村 稔	元沖縄県女性問題懇話会委員	見直し検討部会委員
12	仲村 渠 満	社会福祉協議会事務局長	
13	西 里 ひろ子	専門学校非常勤講師	見直し検討部会委員
14	赤 嶺 京子	宜野湾市 会計管理者	
15	宮城 政一	元高等学校長	見直し検討部会委員
16	玉元 一恵	市男女共同参画行政地域連絡会 会長	見直し検討部会委員
17	高江洲 佳代子	市母子寡婦福祉会	
18	屋良 千枝美	子どもと親の教育相談員	

宜野湾市男女共同参画行政推進本部 規程

(趣旨)

第1条 男女共同参画に関する諸問題について、関係部課の連絡調整を密にするとともに男女共同参画行政に関する施策を推進するため、宜野湾市男女共同参画行政推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 推進本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成のための諸施策に関する事項
- (2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長に副市長、副部長に企画部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者及び本部長が指名する課長職にある者をもって充てる。

(本部長及び副部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(実務者会議)

第6条 推進本部に実務者会議を置く。

- 2 実務者会議は、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長、副班長及び班員で組織する。
- 4 班長は、企画部次長をもって充て、副班長は、班員の中から選任する。
- 5 班員は、推進本部長が選任し、任期は2年とする。
- 6 実務者会議は、班長が招集し、班長が議長となる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成5年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月8日から施行する。

(別表)

本部長	副市長
副部長	企画部長
本部員	企画部次長
	総務部次長
	市民経済部次長
	福祉保健部次長
	建設部次長
	基地政策部次長
	教育部次長
	指導部次長
	企画政策課長
	財政課長
	総務課長
	人事課長
	行政改革室長
	保護課長
	児童家庭課長
	保育課長
	介護長寿課長
	障がい福祉課長
	市民生活課長
	生涯学習課長
	文化課長
	商工振興課長
	環境対策課長
	指導課長

宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会設置要綱

(設 置)

第1条 「第2次宜野湾市男女共同参画計画～はごろもぷらん～」の実施にあたり、男女共同参画行政に関する施策を具体的に地域で推進していくため、宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(任 務)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げることを任務とする。

- (1) 地域、職場、家庭、あるいは個人的に内在する女性問題の解決
- (2) 男女共同参画に向けた具体的施策推進の支援
- (3) その他、男女共同参画に関する学習、情報交換及び啓発活動

(組 織)

第3条 連絡会は、委員60人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 職場又は活動拠点を市内に有する者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 会長は、連絡会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 連絡会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

宜野湾市男女共同参画行政地域連絡会 名簿

任期：自 平成 20 年 3 月 7 日

至 平成 22 年 3 月 6 日

No.	氏名	団体名	グループ				備考(中学校区)
			A	B	C	D	
1	トヤマ キエ 當山 菊枝	野嵩1区	A				普天間
2	ケンマ サトル 武島 聡	野嵩2区	A				普天間
3	アザマ ミズホ 安座間 湖帆	野嵩3区	A				普天間
4	サキハラ リエ 崎原 理恵	普天間1区	A				普天間
5	タワタ エツコ 多和田 悦子	普天間2区	A				普天間
6	イハ ひとし 呉屋 等	普天間3区		B			副会長 普天間
7	ミヤノ ミコ 宮園 峰子	新城区		B			普天間
8	チネン ヨウコ 知念 洋子	喜友名区		B			普天間
9	コメス ハルオ 米須 春男	伊佐区		B			真志喜
10	ミヤギ マサル 宮城 優	大山区		B			真志喜
11	タマモト カズエ 玉元 一恵	真志喜区		B			会長 真志喜
12	ウエハラ キョウコ 上原 京子	大謝名区			C		真志喜
13	イハ エイコ 伊波 エイ子	嘉数区			C		嘉数
14	ユギ ミナコ 與儀 美奈子	真栄原区				D	嘉数
15	ガキヤ ミツコ 我喜屋 光子	我如古区				D	嘉数
16	チナ サダミツ 知名 定光	長田区				D	宜野湾
17	アサト チエコ 安里 千恵子	宜野湾区				D	嘉数
18	アツタ エイチ 熱田 栄市	19区				D	宜野湾
19	タワタ シンコウ 多和田 真光	中原区				D	宜野湾
20	クワエ ク 桑江 郁子	大謝名団地			C		真志喜
21	ナミヒラ ティコ 波平 道子	上大謝名			C		嘉数
22	シザキ ヨウコ 島崎 洋子	嘉数ハイツ			C		真志喜

網かけは各グループリーダー

宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例

平成15年3月31日

条例第4号

(目的及び設置)

第1条 市の将来を担う人材育成と市民の多様な人材交流の促進を図ることを目的に、宜野湾市人材育成交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 宜野湾市人材育成交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宜野湾市人材育成交流センターめぶき
- (2) 位置 宜野湾市志真志一丁目15番22号

(事業)

第3条 宜野湾市人材育成交流センターめぶき(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与する人材の育成、女性に関する諸問題についての学習及び交流、その他女性の地位向上に資する事業
- (2) 国際交流事業の推進に関する事業
- (3) 国際児等の人材育成、支援に関する事業
- (4) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第4条 センターの施設、附属設備又は備品(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときもまた、同様とする。

2 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があるとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める使用料に100分の105を乗じて得た金額を納めなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

3 既納した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用権譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び市長の指示)

第8条 市長は、センターの使用に関する遵守事項を定め、管理上必要があると認めるときは、その使用者に対しその都度必要な指示をすることができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第4条第2項の各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (5) 災害その他不可抗力により施設等が使用できなくなったとき。
- (6) その他市長が特に管理上必要と認めるとき。

(行為の規制)

第10条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 他の使用者の迷惑となる行為

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終えたとき又は使用の許可を取消し若しくは停止されたときは、速やかに原状に復しななければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、使用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例22・旧第14条繰上)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成15年3月31日

規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、宜野湾市人材育成交流センターの設置及び管理に関する条例(平成15年宜野湾市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 宜野湾市人材育成交流センター(以下「センター」という。)は、男女共同参画担当課の所管とする。

(職員)

第3条 センターに、館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、男女共同参画担当課長とする。

(職務)

第4条 館長は、センターに属する事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 所属職員は、館長の命を受け、センターに属する事務を処理する。

(分掌事務)

第5条 センターは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業の企画運営に関すること
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関すること
- (3) センターの庶務に関すること
- (4) 女性相談業務に関すること

(開館時間及び閉館時間)

第6条 センターの開館及び閉館の時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開館 午前9時00分
- (2) 閉館 午後9時00分

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 6月23日(慰霊の日)

(使用者の範囲)

第8条 センターの施設、附属設備又は備品(以下「施設等」という。)を使用できる者の範囲は、市長が、センターの設置目的を達成するため必要と認めた市内の個人及び団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、センターの運営に支障のない範囲において、前項に規定する者以外の者についても、センターを使用させることができる。

(使用許可の申請)

第9条 前条の規定により、施設等の使用許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、センター使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の3月前から7日前までに提出しなければならない。

(使用の許可)

第10条 市長は、使用許可を決定したときは、センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(使用期間)

第11条 前条の使用許可に係る使用期間は、引き続き3日を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認めて長期にわたって使用させるときは1年を限度とし、更新を妨げない。

(使用許可の変更又は取消し)

第12条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を得た事項を変更しようとするときは、センター使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用の変更を許可したときは、センター使用変更許可書(様式第4号)を使用者に交付するものとする。

3 使用者は、使用の取消しを申し出るときは、使用許可書(前項のセンター使用変更許可書を含む。)を添えて、センター使用取消届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第5条第3項ただし書きの規定により使用料の全部又は一部を還付することができるときは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 天災その他、使用者の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。

(2) 許可を受けた者が、使用の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、センター使用料還付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、条例第6条の規定により、次の各号に該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 市内の個人又は団体が、条例第3条の事業の促進を図ることを目的として使用する場合 全額免除
 - (2) 市が主催する事業に使用する場合 全額免除
 - (3) 市内の個人又は団体が、公益的活動のため使用する場合 全額免除
 - (4) その他、市長が特に必要と認めた場合 5割減額又は全額免除
- 2 前項の規定は、冷房使用料及び印刷機使用料については、適用しない。ただし、同項第2号に該当するときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、センター使用料減免申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、センター使用料減免承認書(様式第8号)を使用者に交付するものとする。

(使用方法等の事前打合わせ)

第15条 使用者は、事前に施設等の使用方法、遵守事項その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

(使用者の遵守事項)

第16条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設等を使用しないこと。
- (2) 入場者の安全の措置を講ずること。
- (3) 入場者の秩序を維持するために、責任者を置き、及び必要に応じて整理員を置くこと。
- (4) 施設等は、善良なる管理者の注意をもって使用すること。

(損傷等の届出)

第17条 使用者は、その使用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月23日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条 第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

沖縄県男女共同参画推進条例

(平成15年3月31日 沖縄県条例第2号)

目次

第1章 総則(第1条 第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第9条 第18条)

第3章 沖縄県男女共同参画審議会(第19条・第20条)

第4章 雑則(第21条)

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、慣習、しきたり等が依然として存在しており、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動（以下この号において「性的な言動」という。）により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第2条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

（県民の責務）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「沖縄県男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(基本理念の普及啓発)

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(調査研究)

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

(市町村との協力)

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

(県民等に対する支援)

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第16条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第19条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条 第五条）

第三章 被害者の保護（第六条 第九条の二）

第四章 保護命令（第十条 第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条 第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ

り装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの

規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申し立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申し立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申し立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申し立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同じの事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第四条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和四十七年七月一日法律第百十三号)

最終改正：平成二〇年五月二日法律第二六号

第一章 総則（第一条 第四条）

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等（第五条 第十条）

第二節 事業主の講ずべき措置（第十一条 第十三条）

第三節 事業主に対する国の援助（第十四条）

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助（第十五条 第十七条）

第二節 調停（第十八条 第二十七条）

第四章 雑則（第二十八条 第三十二条）

第五章 罰則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法 の理念にのつとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第二条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項

二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第六条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第七条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項

を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く。)について、当該紛争の当事者(以下「関係当事者」という。)の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会(以下「委員会」という。)に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停(以下この節において「調停」という。)は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第十一条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の中断)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

- 一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。
- 二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。
- 2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。
- 3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道

府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(船員に関する特例)

第三十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項 に規定する船員及び同項 に規定する船員になろうとする者に関しては、第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）第十条第一項、第十一条第二項、第十三条第二項並びに前三条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第四条第四項（同条第六項、第十条第二項、第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合を含む。）中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第六条第二号、第七条、第九条第三項、第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第九条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項 の規定による休業を請求し、又は同項 若しくは同条第二項 の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項 又は第二項 の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二十九条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十八条第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条までの規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。

5 第二十条から第二十七条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十二条 第二章第一節及び第三節、前章、第二十九条並びに第三十条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第二章第二節の規定は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第四号 の職員を除く。）裁判所職員臨

時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員に関しては適用しない。

第五章 罰則

第三十三条 第二十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和六〇年六月一日法律第四五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六章の二の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成三年五月一五日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 （平成七年六月九日法律第一〇七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年十月一日から施行する。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第三十条及び第三十一条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第三十四条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を労働大臣に行い、労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

附 則 （平成九年六月一八日法律第九二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号に掲げる改正規定を除く。）第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）第五条、第六条、第七条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十六条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）同法第二十七条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。）同法第三十四条の改正規定（「及び第十二条第二項」を「、第十二条第二項及び第二十七条第三項」に改める部分、「第十二条第一項」の下に「、第二十七条第二項」を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六条及び」に改める部分に限る。）及び同法第三十五条の改正規定、第三条中労働基準法第六十五条第一項の改正規定（「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。）第七条中労働省設置法第五条第四十一号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第四条第一項第二十四号の二の三の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。） 平成十年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（新地方自治法第五十六条第四項の適用の特例）

第二百二十二条 第三百七十五条の規定による改正後の労働省設置法の規定による都道府県労働局（以下「都道府県労働局」という。）であって、この法律の施行の際第三百七十五条の規定による改正前の労働省設置法の規定による都道府県労働基準局の位置と同一の位置に設けられているものについては、新地方自治法第五十六条第四項の規定は、適用しない。

（職業安定関係地方事務官に関する経過措置）

第二百二十三条 この法律の施行の際現に旧地方自治法附則第八条に規定する職員（労働大臣又はその委任を受けた者により任命された者に限る。附則第一百五十八条において「職業安定関係地方事務官」という。）である者は、別に辞令が発せられない限り、相当の都道府県労働局の職員となるものとする。

（地方労働基準審議会等に関する経過措置）

第二百二十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方労働基準審議会、地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

（国等の事務）

第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び

附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年七月一一日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成十三年一月一六日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年五月三一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令(以下「旧法令」という。)の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長(以下「海運監理部長等」という。)がした許可、認可その他の処分又は契約その

他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十九条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年七月三十一日法律第九八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第三十八条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十二号）中社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の四の改正規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第五条第一項のあっせんに係る紛争については、第一条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(時効の中断に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第一条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十四条第一項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第二十四条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法及び第二条の規定による改正後の労働基準法第六十四条の二の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979 (昭和 54) 年 12 月 18 日	第 34 回国際連合総会で採択
1980 (昭和 55) 年 7 月 17 日	日本国署名
1981 (昭和 56) 年 9 月 3 日	発効
1985 (昭和 60) 年 6 月 25 日	日本国批准書寄託 (昭 60 外告 194)
1985 (昭和 60) 年 7 月 25 日	日本国について発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成

に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、

この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポ - ツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サ - ビスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サ - ビス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサ - ビス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエ - ション、スポ - ツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、

農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サ - ビス (家族計画に関する情報、カウンセリング及びサ - ビスを含む。) を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類 (正規であるかないかを問わない。) の訓練及び教育 (実用的な識字に関するものを含む。) 並びに、特に、すべての地域サ - ビス及び普及サ - ビスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件 (特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件) を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書 (種類のいかんを問わない。) を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二條

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三條

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四條

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五條

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六條

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七條

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八條

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。（署名省略）

家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する 条約（ILO 第 156 号）

1981（昭和 56）年 6 月 23 日 採択

1995（平成 7）年 6 月 9 日 日本国 批准

1996（平成 8）年 6 月 9 日 効力発生

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーブに招集されて、千九百八十一年六月三日にその第六十七回会期として会合し、「すべての人間は、人種、信条又は性にかかわらず、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつ」ことを認めている国際労働機関の目的に関するフィラデルフィア宣言に留意し、千九百七十五年に国際労働機関の総会が採択した女子労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言並びに女子労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画に関する決議の規定に留意し、男女労働者の機会及び待遇の均等を確保することを目的とする国際労働条約及び国際労働勧告の規定、すなわち、千九百五十一年の同一報酬条約及び千九百五十一年の同一報酬勧告、千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約及び千九百五十八年の差別（雇用及び職業）勧告並びに千九百七十五年の人的資源開発勧告の規定に留意し、千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約が家族的責任に基づく区別を明示的には対象としていないことを想起し、及びこの点に関して補足的な基準が必要であることを考慮し、千九百六十五年の雇用（家庭的責任を有する女子）勧告の規定に留意し、及び同勧告の採択以降に生じた変化を考慮し、男女の機会及び待遇の均等に関する文書が国際連合及び他の専門機関によっても採択されていることに留意し、特に、千九百七十九年に国際連合で採択された女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約前文の第十四段落において、締約国は「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識」する旨規定されていることを想起し、家族的責任を有する労働者に関する問題は国の政策において考慮されるべき家族及び社会に関する一層広範な問題の様々な側面を成すことを認識し、家族的責任を有する男女の労働者の間及び家族的責任を有する労働者その他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を実現することの必要性を認識し、すべての労働者が直面している問題の多くが家族的責任を有する労働者にとっては一層切実なものとなっていることを考慮し、並びに家族的責任を有する労働者の特別のニーズに応じた措置及び労働者の置かれている状況を全般的に改善することを目的とする措置によって家族的責任を有する労働者の置かれている状況を改善することの必要性を認識し、前記の会期の議事日程の第五議題である家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、次の条約（引用に際しては、千九百八十一年の家族的責任を有する労働者条約と称することができる。）を千九百八十一年六月二十三日に採択する。

第 一 条

1 この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する。

2 この条約は、介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族に対し責任を有する男女労働者で

あって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについても、適用する。

3 この条約の適用上、「被扶養者である子」及び「介護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」とは、各国において第九条に規定する方法のいずれかにおいて定められる者をいう。

4 1及び2に規定する労働者は、以下「家族的責任を有する労働者」という。

第 二 条

この条約は、経済活動のすべての部門について及びすべての種類の労働者について適用する。

第 三 条

1 男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、各加盟国は、家族的責任を有する者であって職業に従事しているもの又は職業に従事することを希望するものが、差別を受けることなく、また、できる限り職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を行使することができるようにすることを国の政策の目的とする。

2 1の規定の適用上、「差別」とは、千九百五十八年の差別（雇用及び職業）条約の第一条及び第五条に規定する雇用及び職業における差別をいう。

第 四 条

男女労働者の機会及び待遇の実効的な均等を実現するため、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

(a) 家族的責任を有する労働者が職業を自由に選択する権利を行使することができるようにすること。

(b) 雇用条件及び社会保障において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

第 五 条

更に、次のことを目的として、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置をとる。

(a) 地域社会の計画において、家族的責任を有する労働者のニーズを反映すること。

(b) 保育及び家族に関するサービス及び施設等の地域社会のサービス（公的なものであるか私的なものであるかを問わない。）を発展させ又は促進すること。

第 六 条

各国の権限のある機関及び団体は、男女労働者の機会及び待遇の均等の原則並びに家族的責任を有する労働者の問題に関する公衆の一層深い理解並びに当該問題の解決に資する世論を醸成する情報の提供及び教育を促進するための適当な措置をとる。

第 七 条

家族的責任を有する労働者が労働力の一員となり、労働力の一員としてとどまり及び家族的責任によって就業しない期間の後に再び労働力の一員となることができるようにするため、国内事情及び国内の可能性と両立するすべての措置（職業指導及び職業訓練の分野における措置等）をとる。

第 八 条

家族的責任それ自体は、雇用の終了の妥当な理由とはならない。

第 九 条

この条約は、法令、労働協約、就業規則、仲裁裁定、判決若しくはこれらの方法の組合せにより又は国内慣行に適合するその他の方法であって国内事情を考慮に入れた適当なものにより、適用することができる。

第 十 条

1 この条約は、国内事情を考慮に入れ、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第一条 1 に規定するすべての労働者について適用する。

2 この条約を批准する加盟国は、1 に規定する段階的な適用を行う意図を有する場合には、国際労働機関憲章第二十二條の規定に従って提出するこの条約の適用に関する第一回の報告において、当該段階的な適用の対象となる事項を記載し、その後の報告において、この条約を当該事項につきどの程度に実施しているか又は実施しようとしているかを記載する。

第 十 一 条

使用者団体及び労働者団体は、国内事情及び国内慣行に適する方法により、この条約を実施するための措置の立案及び適用に当たって参加する権利を有する。

第 十 二 条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第 十 三 条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第 十 四 条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によってこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1 の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従ってこの条約を廃棄することができる。

第十五条

- 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。
- 2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十六条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従って登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十七条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

第十八条

- 1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、
 - (a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力発生を条件として、第十四条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。
 - (b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。
- 2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第十九条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

署名

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーブで開催されて1981年6月24日に閉会を宣言されたその第67回会期において、正当に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、1981年6月25日に署名した。

総会議長

アリウヌ・ディアニュ

国際労働事務局長

フランシス・ブランシャール

年表 男女共同参画に関する動き

年 代	国連の動き	日本の動き	沖縄県の動き	宜野湾市の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 (目標: 平等、発展、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)で「世界行動計画」を採択 第30回国連総会、1976年～85年を「国連婦人の十年」とすることを宣言	総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 婦人問題企画推進本部会議開催		
国連婦人の十年	1976年 (昭和51年)	民法一部改正施行(離婚後も婚姻中の氏をできるようになる。)	婦人担当専任職員配置	
	1977年 (昭和52年)	「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館	婦人関係行政連絡会議設置 婦人問題懇話会設置	
	1978年 (昭和53年)	第1回婦人白書「婦人の現状と施策」発表	「国際婦人年行動計画を実践する沖縄県婦人団体連絡協議会」結成(婦団協)	
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」署名	
	1981年 (昭和56年)	女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」策定	県議会、内閣総理大臣に対し「女性差別撤廃条約」の早期批准に関する意見書を提出
	1982年 (昭和57年)		母子福祉法一部改正(母子母子及び寡婦)	
	1983年 (昭和58年)			県知事、内閣総理大臣あて「女性差別撤廃条約」の早期批准について要望書を提出
	1984年 (昭和59年)		池田内閣以来 22年ぶりの女性大臣誕生	「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」「戸籍法」の一部改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) 婦人問題企画推進有識者会議開催 日本で初の女性党首誕生(土井たか子)		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)			バスガイド35歳定年訴訟	

1989年 (平成元年)		学習指導要領が告示され、 家庭課は男女共修となる		
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大 大会期 国連経済社会理事会「婦人の 地位向上のためのナイ ロビ将来戦略に関する第 1回見直しと評価に伴う 勧告及び結論」採択			市政初の女性議員が誕生
1991年 (平成3年)		「育児休業法」の公布	女性の副知事誕生 県教育委員会に初の女性 教育委員長が誕生	
1992年 (平成4年)		「育児休業法」施行 婦人問題担当大臣設置 介護休業等に関するガイ ドライン策定 初のセクハラ訴訟(福岡地 裁、原告女性の訴えを認め る)	女性政策室、女性行政推進 本部設置	女性行政担当係設置
1993年 (平成5年)	国連世界人権会議 NGO で 「従軍慰安婦問題」論議	中学校の家庭科男女共修 開始 初の女性衆議院議長誕生 (土井たか子) 「パート労働法」成立	「DEIGO プラン 21」策定 (財)おきなわ女性財団設 立	女性行政推進本部会議設 置 女性行政実務者会議設置
1994年 (平成6年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 (政令) 男女共同参画推進本部設 置 高校の家庭科男女共修開 始 日本女性初の宇宙飛行士 誕生(向井千秋) 「男女雇用機会均等法」一 部改正		市行動計画「はごろもぷら ん 21」策定
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議 - 平 等、開発、平和のための行動 (北京)「北京宣言及び行動綱 領」採択	「育児休業法」の改正(介 護休業制度の法制化)		
1996年 (平成8年)		「男女共同参画 2000 年プ ラン」策定 母体保護法成立・施行	沖縄県女性総合センター 「ている」開館	女性行政地域連絡会設置
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置 (法律) 「男女雇用機会均等法」改 正 「介護保険法」公布		「女性センター基本構想」 提言(女性会議)
1998年 (平成10年)			「DEIGO プラン 21」改定	
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本 法」公布、施行 「改正男女雇用機会均等 法」施行		
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」 策定 「ストーカー規制法」制定 「児童虐待防止法」公布、 施行 「介護保険法」施行		

2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」施行 第1回男女共同参画週間 「育児・介護休業法」施行 「DV防止法」公布、一部施 行		
2002年 (平成14年)			「沖縄県男女共同参画計画 (DEIGOプラン)」策定	
2003年 (平成15年)		「女性のチャレンジ支援策 の推進について」閣議決定 「次世代育成支援対策推進 法」公布、施行	「沖縄県男女共同参画推進 条例」公布・施行	人材育成交流センターめ ぶき開館
2004年 (平成16年)		「DV防止法」改正 「育児・介護休業法」改正		「第2次宜野湾市男女共同 参画計画～はごろもぶらん ～」策定 「宜野湾市女性会議」を「宜 野湾市男女共同参画会議」に 名称変更
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委 員会「北京+10」宣言採択	「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援 プラン」策定	「沖縄県男女共同参画審議 会規則」公布・施行	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改 正 「国の審議会等における女 性委員の登用の促進につい て」男女共同参画推進本部決 定	「沖縄県配偶者等からの暴 力防止及び被害者基本計画」 策定 「女性問題懇話会」廃止 「沖縄県女性総合センタ ー」を「沖縄県男女共同参画 センター」に名称変更、指定 管理者制度を導入 「男女共同参画行政推進本 部」設置	人材育成交流センターめ ぶきが市直営に移行
2007年 (平成19年)		「DV防止法」改正法公布 「仕事と生活の調和(ワー ク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推進 のための行動指針」策定	「沖縄県男女共同参画計画 (後期)」策定	市政初の女性部長(会計管 理者)が誕生
2008年 (平成20年)		「改正DV防止法」施行		「審議会等委員への女性登 用促進要綱」制定

宜野湾市女性団体連絡協議会 概要

1. 目的

本会は市内の女性団体が連絡を密にし、相互の親睦を図り、関係機関、団体等と密接な連携を保つと共に、女性の地位向上、豊かで明るい家庭と、平和な地域づくりに寄与することを目的とする。(会則第2条)

2. 構成団体及び代表者

(平成20年7月 現在)

団体名	構成員	代表者
1 宜野湾市母子寡婦福祉会	500 人	久留 蓉子
2 宜野湾市婦人連合会	425 人	宮城 勝子
3 宜野湾市職員労働組合女性部	221 人	嘉手納 貴子
4 宜野湾市レク愛好会	116 人	比嘉 美子
5 宜野湾市商工会女性部	41 人	島袋 盛子
6 宜野湾市赤十字奉仕団	32 人	石川 吉子
7 翼の会ぎのわん	24 人	前加良 ひとみ
8 伊集の会 (学習グループ)	11 人	大城 三重子

3. 三 役

役 名	2008(平成20)年度	2007(平成19)年度	2006(平成18)年度
会 長	屋良 千枝美(翼の会ぎのわん)	屋良 千枝美(翼の会ぎのわん)	屋良 千枝美(翼の会ぎのわん)
副 会 長	宮城 勝子(市婦人連合会)	宮城 勝子(市婦人連合会)	本永 静江(市婦人連合会)
事務局 長	富川 朝美(市職労女性部)	古我知 良江(市母子寡婦福祉会)	古我知 良江(市母子寡婦福祉会)

4. 構成団体経緯

1987(昭和62)年 結成 (市婦人連合会、市母子寡婦福祉会、市農協婦人部、市商工会婦人部、市更正保護婦人会、市レク愛好会、市赤十字奉仕団) 【7 団体】

1992(平成 4)年 伊集の会、市職員労働組合女性部 加盟 【9 団体】

1996(平成 8)年 翼の会ぎのわん 加盟 【10 団体】

2000(平成 12)年 市母子寡婦福祉会、市更正保護婦人会 脱退 【8 団体】

2003(平成 15)年 市 JA 女性部 脱退 【7 団体】

2004(平成 16)年 市母子寡婦福祉会 再加盟 【8 団体】

5. 主な活動

男女共同参画、地域行政、平和等に関する学習会開催

男女共同参画に関する研修への派遣

男女共同参画行政等に関する要請行動

宜野湾市男女共同参画行政事業への協力 等

男女共同参画関連用語解説（五十音順）

用 語	解 説	
あ 行	エンパワーメント	本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力をさす。
	育児・介護休業制度	育児また、介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、休業や休暇また、勤務時間の短縮などを講じる制度。仕事と家庭の両立支援として、独自の待遇を行う企業もある。
か 行	クオリティ・オブ・ライフ	生存率や寿命といった従来の量的評価に代わる概念として WHO が提唱。日本では、高度経済成長の結果、生活の量的なレベルが一応達成されたことから、次は、生活の質を問うべきであるという考え方が生まれ、1970 年代後半から「生命の質」「人生の質」「生活の質」といって 3 つの側面を包括する概念として使われている。
	固定的(な)性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識をいう。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっていることから、女性問題を考えるうえでの「キーワード」であるといえる。また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されている。
	コミュニティ	共同体又は地域社会と訳される。コミュニティが一定の地域性とそこでの生活から派生してくる共同体感情との両者を基礎として成立していると考えられる場合には地域社会と呼ばれる。また、コミュニティを共同の社会的特質を示すものとみて、成員間における慣習・伝統など性質の共通性があるとともに強い共通意識が形成されている場合は共同体と呼ばれる。
さ 行	参画	社会の様々な場に、単に「参加」するだけでなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場にかかわること。
	ジェンダー	生まれる前に決定されている生物学的な性「セックス(sex)」に対して、社会的・文化的に形成された性差のことをいう。また、「女だから」「男だから」や「男は仕事、女は家庭」のどのように男女別に期待される役割やイメージのこと。
	ジェンダー・イコール	男女共同参画社会基本法を英語に翻訳すると「Basic Law For Gender Equal Society」となる。ジェンダー・イコールは社会や文化によってつくられた性別(ジェンダー)が、男女にとって不平等である、偏った(バイアス)状態ではなく平等(イコール)である状態のことをいう。
	女性に対する(あらゆる)暴力	1993 年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけている。 一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシュアル・ハラスメント」「ストーカー行為」等である。
	ストーカー行為	一方的に体手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に関心を抱いている(抱くようになるはずだ)と病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与えることをいう。
	セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。平成 19 年 4 月 1 日に施行された改正男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアルハラスメントについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となりました。

	用語	解説
さ 行	セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)	同性愛者、両性愛者、半陰陽者、トランスジェンダー(性同一性障害を含む)など、性にまつわる場面における少数派をいう。
	セックス	男女の主として外性器官の形態上の差などによる、いわゆる生物学的な性別として、社会的・文化的に形成された性別「ジェンダー」と区別して使用されている。
た 行	男女共同参画社会	男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。
	男女雇用機会均等法	正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」といい、「募集及び採用」「配置及び昇進」「教育訓練」等の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。
	男女混合名簿	性別で区分するのではなく、あいうえお順や生年月日順などによって男女を一緒にした名簿。学校で用いられている「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」意識を生み出す原因となっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、男女混合名簿を導入する学校が増加している。
	トートーメー	沖縄の方言で「位牌」のこと。沖縄ではトートーメーに関して、娘に継がせてはいけないなど継承をめぐるタブーが慣習として強く残っており、極端に性別による差別を生じさせる慣習である。トートーメーの継承に関する問題を、一般に「トートーメー問題」という。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	日本語に直訳すると「家庭内暴力」になるが、一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振られる暴力をいう。個別には逆もあるにもかかわらず、男性から女性への暴力として問題化されるのは、DVが歴史的に形成された、男性の女性に対する政治的・経済的・社会的優位が、私的関係の中で現れたものと見なされるから。 平成13(2001)年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行された。
な 行	ノーマライゼーション	障がい者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。
は 行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差をなくすなど物理的な障害を除くという意味で使われていたが、現在はより広い意味に受けとめられ、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障害の除去という意味で用いられている。
	パワー・ハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行動をおこない、就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。身体暴力や言葉や態度による精神的な暴力があり、上司から部下、正規職員から非正規職員、集団から個人、専門力を持つ者から持たない人など、力関係において優位にある者から行われる不快な言動。
	非正規雇用労働者	期間を定めた短期契約の雇用形態の下に働く労働者。日本では、非正規雇用の職員には、パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣社員が含まれる。バブル経済崩壊後、非正規雇用労働者は労働市場の中で規模が拡大し、30%を超えるようになった。正規雇用労働者との待遇格差が問題となっている。

	用語	解説
は 行	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」としている。
	ホスピタリティ	思いやりの心、または親切なおもてなし。生命の尊厳と社会的公正を持って、互いに存在価値を理解し、認め合い、信頼し、助け合う精神。
ま 行	無償労働(アンペイド・ワーク)	生産的活動のうち、直接に賃金、報酬が支払われていない無償の労働、活動をいう。無償労働と呼ばれるのは、市場における有償の経済活動(ペイド・ワーク)と区別しているから。 経済企画庁(当時)では、無償労働の貨幣評価を試みているが、同評価における無償労働の範囲は、無償労働のうちそのサービスの提供を第三者に代わってもらうことができるものとし、具体的には家事、介護・看護、育児、買物、社会的活動をさした。
	メディア・リテラシー	メディア(新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報媒体)から情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいう。一部のメディアにおいては、女性の性的側面を強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも少なくない現状にある。メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目にさらされることが不可欠であることから、国民のメディア・リテラシーの向上を図ることが必要。
ら 行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等障害を通じての性と生殖に関する課題が広く議論されています。
アル ファ ベット	DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」をいう。平成13(2001)年10月に施行され、平成16(2004)年12月と平成20(2008)年1月に改正法が施行された。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義し、元配偶関係にあったものからの暴力も含むものとするとしている。 第10条第1項で、保護命令(接近禁止命令、退去命令)について規定している。命令に違反した場合の罰則も定められている。
	NGO	政府の活動と区別される民間の活動を行う組織、団体。特に、福祉、人権、環境、開発、途上国への援助等の分野で活動を行う市民団体。
	NPO	非営利の社会活動団体のこと。単に営利を目的としないだけでなく市民の自発的な意思による公益的な活動を行う団体、グループをさす。